

水戸市自転車利用環境整備計画

- 平成29年3月策定
ガイドライン平成28年7月改訂版に対応
- 計画期間は平成29年度から平成35年度までの7年間
上位計画「水戸市第6次総合計画」の計画最終年度と整合
- 自転車ネットワーク計画を包含
ガイドラインを参考に水戸市独自の基準により路線を選定
- 整備形態は「車道混在」を基本とする
暫定形の積極採用により整備の迅速化を重視
- 自転車ネットワークを検証し分類
車道混在による整備の妥当性が高い路線を計画内で抽出

目指す姿

自転車に 乗ってみたいくなる まちづくり

- 3つの基本方針
自転車に乗ってみたいくなる意識づくり
- 6つの基本施策
安全への意識づくり
マイカーに過度に依存しない意識づくり
連続性を確保した回遊性の高い道づくり
安全で快適な道づくり
気軽に利用できるしくみづくり
公共交通機関と連携できるしくみづくり

14項目の施策

- ① 自転車利用者への安全教育の充実
- ② 自動車運転者への啓発の充実
- ③ 自転車損害賠償保険の加入促進
- ④ 自転車利用による健康増進
- ⑤ 自転車通道の推奨
- ⑥ イベント開催時における自転車利用のPR
- ⑦ 自転車ネットワークの構築
- ⑧ わかりやすい案内誘導サインの設置
- ⑨ 道路事情に応じた自転車通行空間の整備
- ⑩ 整備路線の適正な維持管理
- ⑪ 駐輪環境の整備
- ⑫ コミュニティサイクル等の整備
- ⑬ サイクル・アンド・ライドの推進
- ⑭ 公共交通機関との連携

水戸市における自転車ネットワークの作成方法

手順1 ネットワーク候補路線の選定

市内全域を対象に将来的に理想とする「ネットワーク候補路線」を選定します。ガイドライン(I-10)にある技術検討項目①～⑦を水戸市の現状に当てはめ、検討項目に該当する路線を広く拾い出しました。

「ガイドライン」の技術検討項目	水戸市における選定の考え方	ネットワーク候補路線の具体例
① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主要居住地区等を結ぶ路線	・都市核の主要路線 ・地域生活拠点(赤塚、内原駅周辺地区、下市地区)の主要路線 ・市道内原8-0050号線 ・他	・国道50号 ・国道51号 ・東武東上線 ・市道内原8-0050号線 ・他
② 自転車と歩行者の混雑や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線	・調査対象期間の3年間で信号交差点間の自転車交通事故件数が2件以上の区間がある路線 ・幹線市道39号線 他	・国道118号 ・県道水戸神栖線 ・幹線市道12号線 ・幹線市道39号線 他
③ 自転車通学路の対象路線	・高校・大学の通学路	・水戸駅から各学校を結ぶ路線 ・赤塚駅から各学校を結ぶ路線
④ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線	・観光施設の回遊性向上に資する路線 ・買い物の利便性向上に資する商業施設周辺の路線 ・公共交通網を補完する路線	・水戸駅周辺(上野・駅南地区) ・下市地区 ・赤塚駅周辺 ・内原駅周辺 ・サイクリングルート
⑤ 自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線	・施設整備計画と整合性 ・公共スポーツ施設の周辺路線	・市役所新庁舎、新市民会館、東町運動公園新体育館周辺 ・総合運動公園、ケーズデンキスタジアム水戸(市立競技場)、堀原運動公園、市立サッカーラグビー場(ツインフィールド)、青柳公園
⑥ 既に自転車の通行空間(自転車専用通行帯、自転車専用道路)が整備されている路線	・過去に整備が行われた路線(現行「ガイドライン」に適合する路線)	・国道50号バイパス一部区間 ・市道千波2号線
⑦ その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線	・ネットワークの連続性を確保するために必要な路線 ・過去に整備が行われた路線(現行「ガイドライン」に適合しない路線、改良を前提とする)	・茨城県庁周辺(県道水戸神栖線) ・幹線市道4号線一部区間 ・①～⑥の連続性を確保するための路線

手順2 整備形態の選定

早期に整備路線の連続性を確保し、安全性の向上を最優先とするため、暫定形態の「**車道混在**」を基本とします。整備に必要な空間は下図に示すように、道路幅員の再配分により確保するため、道路の拡幅を前提としません。

ア 道路幅員の再配分

国、県、市、それぞれの道路構造を定める法令等に規定されている車道幅員を満たす範囲内で、車道幅員を削減し、得られた幅員を使用して自転車通行空間を車道内に確保します。

イ 狭い道路の整備

生活道路や一方通行などの狭幅員道路については、自動車の速度抑制や適切な歩行者通行空間の確保を図りながら、自転車通行空間を車道内に確保します。

ウ 自転車歩行者道の見直し

既存の道路で「自転車歩行者道」として整備されている場合でも、アと同様に道路幅員の再配分を行い、車道内に自転車通行空間を確保することを原則とし、自転車と歩行者の通行空間を分離します。

図4-11 道路幅員再配分のイメージ

図4-12 狭い道路の整備イメージ

図4-13 自転車歩行者道の見直しイメージ

手順3 優先整備路線の選定

「ネットワーク候補路線」から4つの要件により路線を厳選し、優先整備路線を選定します。これが本計画における「自転車ネットワーク」です。選定された路線について、車道混在整備の妥当性を下図フローで検証し、「A路線」「B路線」に分類しました。

ネットワーク候補路線 172.5km

優先整備路線 108.7km

車道混在又はその他の手法により、整備の妥当性が高い路線【A路線】 20.6km

整備手法の検討を要する路線【B路線】 88.1km

優先整備路線延長

道路管理者	A路線 (km)	B路線 (km)	合計延長 (km)
国土交通省	2.6	19.6	22.2
茨城県	0.0	30.0	30.0
水戸市	18.0	38.5	56.5
計	20.6	88.1	108.7

優先整備路線の整備方法

- ① 標準形(路肩の有効幅員が1.0m以上)
- ② 路肩の有効幅員が1.0m以下の場合
- ③ 歩道がない場合

選定されたネットワーク候補路線の延長は右表のとおりです。

道路管理者	延長 (km)
国土交通省	22.2
茨城県	44.1
水戸市	106.2
計	172.5

自転車利用に関する広報について

「広報みと」平成29年3月1日号

知っていますか？自転車のルール

自転車は、道路交通法で、「車両」に分類されていることをご存じですか。自転車を運転するときは、車両を運転しているという自覚を持つことが大切です。国では、自転車の安全な利用を促進するため、「自転車安全利用5則」を示しています。

- 一、**自転車は、車道が原則、歩道は例外**として走行してください。
- 二、**歩道は歩行者優先**で、車道寄りを行ってください。
- 三、**安全ルールを守る** (ヘルメットの着用)
- 四、**安全ルールを守る** (ヘルメットの着用)
- 五、**子どもはヘルメットを着用**

安全で快適な自転車の利用環境を目指して

近年、健康的な環境にもよって、自転車の利用が自覚されています。その一方で、歩道を通る自転車の増加や、歩行者との衝突などの問題も発生しています。本市では、自転車の利用環境を整備する課題を認識し、交通安全対策(2913504)に取り組んでいます。

「広報みと」平成29年9月1日号

▼駅前中央通りの路面表示を行います

自転車は車道の左側通行が原則です(道守を促す看板を設置します)。交差点を右折する場合は、二段階右折で通行してください。交差点を左折する場合は、安全上やむを得ない場合に限り、歩行者優先で車道寄りを行ってください。道路交通法で定められています。

ドライバーの皆さんへ

自転車の通行空間として、青い矢印線と自転車マークを表示します。交差点を右折する際は、自転車の巻き込みに注意して通行してください。

自転車を利用する皆さんへ

自転車は車道左側一方通行が原則です(道守を促す看板を設置します)。交差点を右折する場合は、二段階右折で通行してください。交差点を左折する場合は、安全上やむを得ない場合に限り、歩行者優先で車道寄りを行ってください。道路交通法で定められています。

水戸市自転車利用環境整備計画

水戸市自転車利用環境整備計画のwebページをご覧ください

より詳細な内容は、水戸市自転車利用環境整備計画のwebページをご覧ください



自転車の利用環境整備で歩行者やドライバーも安全で快適に

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代から利用されています。その一方で、これまで以上に安全な環境を整備する必要があります。本市では、自転車の利用環境を整備する課題を認識し、交通安全対策(2913504)に取り組んでいます。

自転車の利用環境整備で歩行者やドライバーも安全で快適に

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代から利用されています。その一方で、これまで以上に安全な環境を整備する必要があります。本市では、自転車の利用環境を整備する課題を認識し、交通安全対策(2913504)に取り組んでいます。